

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画

(令和元年 12 月 20 日変更)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）第 11 条に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）第 6 条第 1 項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の基本となる事項に関する計画を次のように定める。

はじめに

計画的処理完了期限内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実な処理を達成するため、令和元年 12 月 20 日に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）等の改正法令が公布・施行されるとともに、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更が閣議決定された。これを受け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画を定めるものである。

国が出資した我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業者として重要な役割を担っている当社は、そのことの責任の重さを改めて認識し、その拠点的広域処理施設において、国及び関係都道府県市の指導・監督の下、安全を第一として、一日でも早く適正かつ確実な処分を行うとともに、その拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体及び地域住民との信頼の確保に努めるものである。

また、当社は、都道府県等の処理計画に沿って、保管事業者・所有事業者と緊密に連絡調整の上、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の登録・処分委託に係る手続に沿って、計画的かつ速やかな受入れを進めるとともに、これまでに蓄積した高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る技術的知見を基に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理に向けた国や都道府県市の取組に対し、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

1 処理施設の設置の場所

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）の設置の場所は、次の表のとおり

事業名	設置の場所
北九州	福岡県北九州市若松区響町 1 丁目
豊 田	愛知県豊田市細谷町 3 丁目
東 京	東京都江東区青海 3 丁目地先
大 阪	大阪府大阪市此花区北港白津 2 丁目
北海道	北海道室蘭市仲町

2 処理施設における処理量の見込み

1の表に掲げた拠点的広域処理施設において、令和元年度以降に処理を行う高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理量の見込みは、次の表のとおり。このほか、廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）の処理を順次行う見込みである。

廃棄物	処理量の見込み
大型変圧器等	約 1,100 台
大型コンデンサー等	約 40,000 台
安定器	約 250 万個
小型コンデンサー	約 180 万個
その他汚染物等	約 650 トン

（注1）「大型変圧器等」とは、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。

（注2）「大型コンデンサー等」とは、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。

（注3）大型変圧器等及び大型コンデンサー等の処理量の見込みには、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき届出された使用中のものを含んでいる。

（注4）「小型コンデンサー」とは、高濃度のポリ塩化ビフェニルを使用したコンデンサーのうち3kg未満のものをいう。

（注5）「その他汚染物等」とは、ポリ塩化ビフェニルを使用した感圧複写紙、ウエス、汚泥その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物であって大型変圧器等、大型コンデンサー等、安定器及び小型コンデンサーを除いたものをいう。なお、ポリ塩化ビフェニル濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kgまでのものも含む。

（注6）その他汚染物等の処理量の見込みには、重量が把握できるものを上表に見込んでいるものの、それ以外にも一部存在すると考えられる。

（注7）上表に示す処理量の見込み以外に、特別措置法又は電気事業法の届出義務があるにもかかわらず届出が行われていない処理対象物や濃度区分が誤って届出されているものが存在すると考えられる。

3 処理の方法

拠点的広域処理施設で採用する処理方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の5第1項2号ニからへまでの規定に基づき環境大臣が定める方法とする。

4 処理施設の処理対象及び処理能力

拠点的広域処理施設の処理対象（処理対象区域、処理対象廃棄物）及びその処理能力は、次の表のとおり。

事業名	処理対象	処理対象区域	処理対象区域以外に 保管されている処理 対象物	処理能力
北九州	大 型 変 圧 器・コンデ ンサー等	A地域	C地域の車載変圧器 の一部、D地域のコン デンサーの一部	1.5 トン／日 (ポリ塩化ビフェニ ル分解量)
	安定器及び 汚染物等	A地域、B地域及びC 地域(大阪事業所及び 豊田事業所における 処理対象物を除く。)		10.4 トン／日 (安定器及び汚染物 等の量)
大 阪	大 型 変 圧 器・コンデ ンサー等	B地域	C地域の車載変圧器 の一部及び特殊コン デンサーの一部、E地 域の特殊コンデンサ ーの一部	2.0 トン／日 (ポリ塩化ビフェニ ル分解量)
	安定器及び 汚染物等	B地域(小型電気機器 の一部に限る。)		
豊 田	大 型 変 圧 器・コンデ ンサー等	C地域	B地域のポリプロピ レン等を使用したコ ンデンサーの一部	1.6 トン／日 (ポリ塩化ビフェニ ル分解量)
	安定器及び 汚染物等	C地域(小型電気機器 の一部に限る。)		
東 京	大 型 変 圧 器・コンデ ンサー等	D地域	C地域の車載変圧器 の一部、E地域の大型 変圧器の一部	2.0 トン／日 (ポリ塩化ビフェニ ル分解量)
	安定器及び 汚染物等	D地域(小型電気機器 の一部に限る。)	北九州事業所及び大 阪事業所から発生す る廃粉末活性炭	
北海道	大 型 変 圧 器・コンデ ンサー等	E地域		1.8 トン／日 (ポリ塩化ビフェニ ル分解量)
	安定器及び 汚染物等	D地域及びE地域(東 京事業所における処 理対象物を除く。)		12.2 トン／日 (安定器及び汚染物 等の量)

(注1) 処理対象区域については以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀
県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

(注2)「大型変圧器・コンデンサー等」とは、大型変圧器等、大型コンデンサー等及び廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。

(注3)「汚染物等」とは、小型コンデンサー及びその他汚染物等をいう。

5 処理の開始、処理の完了及び事業の完了の予定時期

拠点的広域処理施設による処理の開始の時期、計画的処理完了期限及び事業終了準備期間は、次の表のとおり。なお、各事業においては、処理対象物ごとの保管量等を踏まえ、関係機関とも連携を図り、今後も安全を第一として、適正かつ確実な処理を計画的に進め、計画的処理完了期限内であっても可能な限り早期に処理を完了するよう努める。

事業終了準備期間は、平成 26 年 6 月に変更された国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に記載された発生量に含まれない高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、設けられたものであるという趣旨を踏まえ、計画的処理完了期限の後には、その時期に処理せざるを得なくなった廃棄物のみの処理を可能な限り早期に完了させ、事業終了のための準備に取りかかる時期を出来るだけ早くするよう最大限努める。

また、事業の完了の予定時期は、各事業における処理の完了後に施設の撤去等を行い、事業を終了した時期とする。

事業名	処理の開始の時期	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州	平成 16 年 12 月	大型変圧器・コンデンサー等について 平成 31 年 3 月 安定器及び汚染物等について 令和 4 年 3 月	大型変圧器・コンデンサー等について 平成 31 年 4 月から令和 4 年 3 月まで 安定器及び汚染物等について 令和 4 年 4 月から 6 年 3 月まで
豊 田	平成 17 年 9 月	令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月から 8 年 3 月まで
東 京	平成 17 年 11 月	令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月から 8 年 3 月まで
大 阪	平成 18 年 10 月	令和 4 年 3 月	令和 4 年 4 月から 7 年 3 月まで

北海道	平成 20 年 5 月	大型変圧器・コンデンサー等について 令和 5 年 3 月	大型変圧器・コンデンサー等について 令和 5 年 4 月から 8 年 3 月まで
		安定器及び汚染物等について 令和 6 年 3 月	安定器及び汚染物等について 令和 6 年 4 月から 8 年 3 月まで

6 事業に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

(1) 事業の安全性、信頼性に関する情報の公開等

- ① 適正かつ安全な処理を行っていることについて、地域住民、地元地方公共団体、保管事業者及び所有事業者とのコミュニケーションを通じ、関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努める。

特に処理施設の設置場所の地域住民に対して、事業の安全性、信頼性に対する理解を深めることにより、安心感を醸成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理に係る記録の開示にとどまらず、地域住民が参加するポリ塩化ビフェニル処理監視委員会及び住民説明会等における説明や処理施設の公開等により積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等に努める。

- ② 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に関し、収集運搬業者と連携しつつ、地域住民の理解を深める上で極めて重要な運行管理、搬入管理及び安全対策に係る情報について、的確な情報提供を行う。

(2) 処理の推進に関する情報の提供等

- ① 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理の必要性、拠点的広域処理施設において行う処理事業に関する情報、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品か否かを判断するために必要となる情報、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理に必要な廃棄物の性状に関する情報等を保管事業者、所有事業者、収集運搬業者、地方公共団体等に対して、様々な媒体を用いることにより広く提供するよう努める。
- ② 各拠点的広域処理施設における計画的処理完了期限に向けた定量的な処理の見通しを公表するとともに、処理の進捗に応じて毎年度見直しを行い、その結果を公表する。

7 処理施設の設置及び改良、維持その他の管理に係る技術の開発及び活用に関する事項

- (1) 日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、その形状・構造・性状等のため処理が容易ではない機器等を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等を行う。
- (2) 拠点的広域処理施設の運転管理を安全かつ効率的に行うよう、液抜き・解体・処理等に関するノウハウの蓄積及び技術の改善並びにこれらの技術的な情報の各拠点的広

域処理施設間における共有、人材の育成を推進する。

- (3) そのままでは搬出又は運搬ができない超大型変圧器等の機器の処理に当たって必要となる、保管場所における液抜き及び解体に関する技術を開発し、その活用及び普及を図る。
- (4) 各拠点の広域処理施設の事業終了ごとに、それぞれ解体・撤去等を行うために必要となる技術的な検討等、その準備に向けた取組を着実に進める。

8 確実かつ適正な処理の推進に関する事項

(1) 専門家による助言等

周辺環境の保全や作業者の安全確保に必要な対策をポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会等の助言・指導・監視の下で確実に行う。

(2) 施設の健全性の確保

処理設備の経年的な劣化を考慮し、拠点の広域処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行う。このため、日常点検及び毎年の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に補修・更新されるよう拠点の広域処理施設ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行う。

(3) リスクマネジメントに基づく安全対策

拠点の広域処理施設では、設計段階で詳細な安全解析を行い、その結果を設計・運転管理・保安全管理に反映させることで、フェイルセーフやセーフティネット等多重の観点から安全対策を講じている。最大震度・津波の最大水位の見直しを含め自然災害に係る最新の科学的知見を踏まえつつ、必要に応じて緊急遮断弁の設置等の追加措置を講じるとともに、引き続き、環境・安全評価（SA）の適切な運用を図ること、過去の事故・トラブル事例及び改善対策内容の再点検を行い事業間での水平展開を図ること、緊急時の対応を含め職員及び作業従事者の安全教育・訓練を十分に行うこと、監査役の監査を支援する調査チーム、ガバナンス及びコンプライアンスに関する有識者委員会、各課室に置かれたコンプライアンス担当者等により環境・安全や法令遵守に関する社内チェック機能を確認することなど、リスクマネジメントの考え方に立った多重の安全対策を講ずる。

(4) 運転状況のモニタリングによる安全性の確保

拠点の広域処理施設の運転状況を常時モニタリングし、そのデータを効率的に管理すること等を通じて、施設の安全操業を監視する。

(5) 処理完了の確実な確認

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの除去又は分解に伴う処理物については、それが無害化基準に適合しているものであることの確認を確実に行った上で処理施設外に搬出する。また、排気・排水の処理を適切に行うとともに、排出モニタリングを実施する。

なお、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの除去に伴う処理物のうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理施設を活用して処理を進める。

(6) 作業従事者の安全衛生管理

作業環境管理、作業管理及び健康管理の3つの観点から、作業内容に応じた十分な安全衛生管理を行う。

9 計画的かつ効率的な処理の推進に関する事項

(1) 計画的、効率的な搬入の推進

- ① 拠点の広域処理施設における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、都道府県市、保管事業者及び所有事業者に対して搬入に係る情報を提供するとともに、保管事業者の登録手続を進め、都道府県市と十分な連絡調整を行った上で、受入条件及び受入計画に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入を進める。
- ② 受入条件及び受入計画に基づき、都道府県市の協力を得るとともに、収集運搬業者と連携して広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保し、保管事業者及び所有事業者に対し計画的処理完了期限内に確実に処分を委託するよう積極的に働きかける。
- ③ 処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、長期的な処理の見通しを明らかにし、都道府県市、保管事業者及び所有事業者と十分な連絡調整を行った上で、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的かつ一日も早い搬入に向けた取組を進める。
- ④ 多量の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が、特別措置法に基づき都道府県等が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に従って自らの処理計画を策定する際に、適正かつ計画的な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を推進する観点から積極的に協力する。
- ⑤ 保管事業者及び所有事業者における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の分別及び都道府県市の行政代執行の適切な実施に係る技術的な支援を行い、また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを継続する。

こうした取組により、計画的かつ着実な処理を図る。

(2) 国及び地方公共団体等との連携等

- ① 都道府県市における、計画的な搬入のための方針や処理計画の策定・運用に資することができるよう、また、拠点の広域処理施設における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全かつ効率的に処理が実施できるよう、当該地域における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、都道府県市による広域協議会等の場を活用しつつ、十分な連絡調整を行う。
- ② 国及び地方公共団体が行う高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理の必要性の説明に協力するとともに、拠点の広域処理施設周辺の環境の状況に関する情報の提供その他の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する地域住民の理解を深める取り組みに協力する。
- ③ 国レベル、現場レベルで開催される「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」の場を

活用しつつ、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するよう協力する。

(3) 収集運搬業者との調整等

- ① 確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的な収集運搬の体制が確保され、保管事業者が処分を計画的に委託できるよう、都道府県市と連携しつつ収集運搬業者と調整を行う。
- ② 拠点的広域処理施設への高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入に係る収集運搬の一層の安全性の確保と効率的かつ計画的な搬入の確保のため、搬入の管理に係るシステムの総合的な整備及び的確な情報公開を行う。